

エコな暮らしを応援します
環境に優しい設備導入に補助

電気自動車の購入や、住宅に太陽光発電システムや住宅用高効率給湯器、浄化槽を設置しようとする個人に下表のとおり補助を行います。補助を受けるには条件があります。必ず、購入や着工前に担当課へ問い合わせてください。

設備購入・設置費補助概要				
内容	対象	補助金額	受付期間	問い合わせ
電気自動車購入費 (原付4輪・2輪、プラグインハイブリットを除く指定車両)	市内に在住する個人で、来年3月29日(金)までに車両登録と支払いを完了して実績報告書を提出できる人(先着)	1台当たり10万円	来年1月31日(木)まで (予算額に達した時点で終了)	環境政策課 ☎898-6292
太陽光発電設置費	来年3月29日(金)までに住宅用太陽光発電システムの設置工事を完了し、電力会社と受給契約を締結して実績報告書を提出できる人(先着)	1kW当たり2万円(上限8万円)	来年2月28日(木)まで (予算額に達した時点で終了)	
高効率給湯器設置費 (住宅用自然冷媒ヒートポンプ給湯器、住宅用ガスエンジン給湯器、住宅用潜熱回収型給湯器)	〈前期〉9月18日(木)までに設置工事を完了できる人〈後期〉来年3月29日(金)までに設置工事を完了して実績報告書を提出できる人、各100人(各抽選)	1基当たり3万円	〈前期〉4月9日(月)~13日(金)〈後期〉9月3日(月)~7日(金)	
浄化槽設置費	下水道などの整備予定がない地域(一部下水道認可区域を含む)で、来年3月29日(金)までに工事を完了して実績報告書を提出できる人(先着)	〈5人槽〉10万円以内 〈6・7人槽〉15万円以内 〈8~10人槽〉20万円以内 既設の単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に設置換えをする場合は、次のとおり上記金額に加算(増築・建て替え)10万円 〈その他〉50万円以内	来年1月31日(木)まで (予算額に達した時点で終了)	下水道整備課 ☎898-3074

芸術文化施設の運営を検討する委員を募集

問い合わせは
文化国際課 ☎898-5825

美術館構想の見直しに伴い、現在改修中の前橋プラザ元気21別館について、その運営方法を検討する委員会の委員を募集します。
対象=次の全てを満たす人、2人(選考)。①20歳以上で本市に在住か
在勤②4月下旬から行う会議(平日を含め4回程度)に出席できる
申し込み=4月11日(水)(必着)までに400字程度の文章にまとめた応募理由と住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、文化国際課へ郵送かEメール(bunka@city.maebashi.gunma.jp)で

下増田運動場がオープン

問い合わせは 市民体育館 ☎265-0900

野球場2面、少年野球場1面、サッカー場1面を備えた下増田運動場がオープンします。常設のグラウンドゴルフ場も設置。天然芝の運動場をぜひ、ご利用ください。
利用時間=午前6時~午後6時
申し込み=まえばしネットで。グラウンドゴルフ場の個人利用は利用時間内随時。サッカー場の利用は市民体育館へ直接



土地・家屋などの固定資産税
本年度は3年に1度の評価替えの年です

問い合わせは
課税については 資産税課 ☎898-6216
審査の申し出については 収納課 ☎898-5857

固定資産税は毎年1月1日の賦課期日に、固定資産(土地、家屋、償却資産)を持っている人に課税される税です。税額は、固定資産の価格を基に算定しています。市民税と共に、環境衛生や福祉など、さまざまな行政サービスを行うための重要な財源となります。

また、都市計画税は市街化区域や用途地域内に土地・家屋を持っている人が、固定資産税と併せて納める税です。土地区画整理事業や道路、公園整備などの都市計画事業の費用に充てられます。

■土地評価は均衡・適正に

国が定めた固定資産評価基準に基づく適正な評価を目指し、評価の見直しを行いました。

宅地の評価は、地価公示価格や不動産鑑定士による評価などを基にしています。さらに、地価下落の修正を反映させ、各土地の評価額を見直しました。

●税負担の均衡化

納税者の急激な負担増加にならないよう、本年度評価額に対する前年度課税標準額(税額算出時に税率を掛ける額)の割合(負担水準)に応じて、税負担の調整を行っています。この調整により、税負担の公平性が保てるよう負担水準の低い土地は課税標準額を引き上げ、高い土地は据え置きや引き下げを行いました。

また、都市計画税にも同様に税負担の調整を行っています。

■家屋評価は経過年数などを考慮

家屋の評価は、同じ建物をその場所に再度新築した場合に必要な建築費(再建築価格)に、木造・非木造それぞれの資材物価の変動を反映させます。さらに経過年数による減価などを考慮して決定されます。

■縦覧と閲覧ができます

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。詳しくは問い合わせるか、本紙3月1日号の8ページをご覧ください。

日時=4月2日(月)~5月1日(火)の執務時間内

会場=市役所資産税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所

■価格の審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等の全てを登録した旨を公示した日(4月2日)から納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

■納税通知書が届きます

本年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月中旬に届くよう発送します。納税通知書には、税額・納期・課税明細などを記載しています。

なお、住所などを変更した場合や課税内容に気付いた点がある場合は、同封のハガキに記入して返送してください。

期限を守って計画的な納税をお願いします

問い合わせは 収納課 ☎898-6226

市税は、税の種類ごとにそれぞれ納期が定められています。本年度の納税は右表の納期限までをお願いします。納付は金融機関(ゆうちょ銀行を含む郵便局)や市役所収納課、各支所・市民サービスセンター、コンビニエンスストアで行えます。また、口座振替やペイジーも利用してください。

■第3日曜に納税相談窓口

平日に来庁できない人のために、納税相談窓口を開設します。納付にも利用してください。
日時=4月15日(日)午前8時30分~午後4時
会場=市役所収納課

市税の納期					
納期	納期限	市県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
4月	5月1日(火)まで		1期		
5月	5月31日(木)まで			1期	
6月	7月2日(月)まで	1期			
7月	7月31日(火)まで		2期		1期
8月	8月31日(金)まで	2期			2期
9月	10月1日(月)まで		3期		3期
10月	10月31日(火)まで	3期			4期
11月	11月30日(金)まで		4期		5期
12月	12月25日(火)まで				6期
1月	1月31日(木)まで	4期			7期
2月	2月28日(木)まで				8期